

奨学金減額返還の期間が終了する皆様へ

通常の月賦金額による返還が開始されます

- 振替口座が残高不足にならないように、ご注意ください。

引き続き返還が困難な場合は

- 減額返還もしくは返還期限猶予の手続きをしてください。

スカラネット・パーソナルでの手続きが便利です

- 減額返還、返還期限猶予とも書面申請よりも早くスカラネット・パーソナル上で審査結果が確認できます。

■手続き可能な条件は

- ✓ マイナンバーを JASSO に提出済みの方
- ✓ 延滞していない方
- ✓ 月賦返還中の方

■対象となる事由は

- ✓ 新卒等
- ✓ 経済困難
- ✓ 失業中
- ✓ 生活保護受給中（返還期限猶予の申請のみ）



【スカラネット・パーソナル】

※スカラネット・パーソナルとは

ご自身の奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧できる情報システムです
ご利用には、振替用口座番号・ユーザID・パスワード・奨学生番号が必要です



郵送による手続きの場合

減額返還、返還期限猶予とも、願出用紙と証明書類（マイナンバーを提出することにより、一部の証明書の提出が省略できます。）と一緒に、希望される月の前々月末までに本機構へ提出してください。審査の後、結果を通知いたします。※1年ごとに願出が必要です。

【減額返還願・返還期限猶予願提出先】

〒119-0385

独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛

↑専用郵便番号のため、上記の郵便番号と宛名のみで届きます。

※マイナンバー提出書類を同封する際は、簡易書留で郵送してください。

※「減額返還期間終了のお知らせ」は口座名義人宛にも通知しています。（口座名義人が本人以外の場合）

詳細については、JASSO ホームページでご確認ください。

【返還が難しくなった場合】

【減額返還制度の申請手続】



減額返還制度が さらに利用しやすくなりました。

1/2 と 1/3 の返還方法に、1/4 と 2/3 の返還方法を追加！！
収入基準額を 325 万円以下から 400 万円以下に引き上げました！！

本人が子供を 2 人扶養している場合は 500 万円以下、3 人以上扶養している場合は 600 万円以下まで更に引き上げました！

将来の負担を少しでも減らすため、
返還計画をしっかり立てましょう。



※ 平成 29 年度以降採用の第一種奨学金「所得連動返還方式」選択者は減額返還を申請することはできません。

★収入基準緩和★

減額控除額がさらに引き上げられ、収入基準額が引き上げとなりました！
本人が扶養する子供が 2 人以上いる場合は更に年収基準額が引き上げとなりました。

①新基準（②③以外の場合）
（100 万円控除）

300 万円 （所得 200 万円）	100 万円 控除
-----------------------	--------------

収入基準 400 万円以下
（所得基準 300 万円以下）

②扶養する子供が 2 人の場合
（200 万円控除）

300 万円 （所得 200 万円）	200 万円 控除
-----------------------	--------------

収入基準 500 万円以下
（所得基準 400 万円以下）

③扶養する子供が 3 人以上の
場合（300 万円控除）

300 万円 （所得 200 万円）	300 万円 控除
-----------------------	--------------

収入基準 600 万円以下
（所得基準 500 万円以下）

⇒詳細は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

二次元コードもご利用ください

